



平成19年度の農作業標準労働賃金協定額が決まりました

農家の皆さんが農作業をお願いするときの目安となる、南部町の農作業の賃金と料金の標準額が、次のとおり決まりましたのでお知らせします。

農作業標準労働賃金協定額				単位：円（税込金額）		
作業名		標準労働賃金協定額	摘 要			
一般労務		6,500	1日8時間当り			
耕 転	一般田	6,000	10a当り賄なし			
	圃場整備田	5,500				
	畑	5,000				
	ディスクハロー	6,000				
代かき	一般	6,000				
	圃場整備	6,000				
機械田植	一般田	5,000	10a当り			
	圃場整備田	5,000				
	側条施肥	5,500				
麦 刈	圃場整備	12,000	10a当り			
牧草刈		4,000	10a当り			
畦畔草刈		1,800	1時間当り（機械持込・燃料代含む）			
大 豆	中耕培土	6,000	10a当り	中耕および培土を一括で処理		
	中耕のみ	4,000	10a当り	管理機使用中耕・培土を個別に実施		
	土寄せのみ	4,000				
種まき		3,000	10a当り			
畦畔付け		70	1m当り			
稲 刈	手刈り（1日当り）		7,000	1日8時間当り		
	バインダー	一般田	8,000	10a当り（ひも代含む）		
		整備田	7,000			
	コンバイン	一般田	倒伏または湿田50%以上	20,000	10a当り	
			倒伏または湿田50%未満	18,000		
		整備田	倒伏または湿田50%以上	18,000		
			倒伏または湿田50%未満	16,000		
稲藁結束		4,000	10a当り（ひも代含む）			
ハーベスター	生こぎ	8,000	10a当り			
	乾燥	7,000				
追肥・消毒		1,500	10a当り（機械代・燃料代含む）			
大豆	コンバイン	12,000	10a当り			
そば	刈り取り	6,500	10a当り			
	乾燥・調整	4,500	10a当り			

※ この協定額は消費税を含みます。

※ この協定額は町の標準賃金です。作業条件等によって、双方の話し合いで決めてください。

お問い合わせ先 南部町農業委員会事務局（天萬庁舎） TEL 64-3792

下水道使用料が改定となります

南部町は、下水道使用料を平成19年度から平成21年度までの3年間で改定します。

平成21年4月1日には、一般家庭は世帯割（基本料金）を2,100円に、世帯員割（1人当たり）を525円に改定します。

また、一般家庭以外の事業所等については、会見地区は従業員数によって使用料算定を行っていましたが、平成19年4月1日からは水道使用量により下水道の使用料を算定するように変更します。そして、1㎡当たりの使用料も3年間で改定し、3年目の平成21年4月1日からは1㎡当たり179.55円に改定します。

平成19年4月使用料からの改定のため、平成19年6月納付分から納付額が変更になります。

年次別の一般家庭および一般家庭以外の事業所等の使用料改定一覧表を以下のとおり掲載します。

年次別、世帯人数別の使用料改定表				1ヶ月単位：円（税込金額）		
種 別	区 別	旧 町	現在の使用料	H19.4.1からの使用料	H20.4.1からの使用料	H21.4.1からの使用料
一般家庭	世帯割（基本料金）	会見	1,890	1,890	2,100	2,100
		西伯	1,470			
	世帯員割（1人当たり）	会見	315	472.5	472.5	525
		西伯	472.5			
一般家庭	世帯員数別使用料			改定使用料	改定使用料	改定使用料
	1人世帯	会見	2,205	2,362	2,572	2,625
		西伯	1,942			
	2人世帯	会見	2,520	2,835	3,045	3,150
		西伯	2,415			
	3人世帯	会見	2,835	3,307	3,517	3,675
		西伯	2,887			
	4人世帯	会見	3,150	3,780	3,990	4,200
		西伯	3,360			
	5人世帯	会見	3,465	4,252	4,462	4,725
		西伯	3,832			
	6人世帯	会見	3,780	4,725	4,935	5,250
		西伯	4,305			
	7人世帯	会見	4,095	5,197	5,407	5,775
		西伯	4,777			
	8人世帯	会見	4,410	5,670	5,880	6,300
西伯		5,250				
一般家庭以外（事業所等）	会見	基本料金+人数制（1人につき）	1,890+73.5~315	1㎡=163.8	1㎡=172.2	1㎡=179.55
	西伯	水道使用水量（1㎡につき）	143.85			

○ 合併浄化槽については、世帯員数別で算定された使用料から5～6人槽は1,155円、7～9人槽は1,365円、10人槽は1,995円が電気料として減額されます。



お問い合わせ先 南部町役場上下水道課（法勝寺庁舎） TEL 0859-66-4807

道路・河川等の愛護ボランティア活動団体を募集します

鳥取県では、地域の道や川などの清掃等のボランティア活動を行う団体に対する支援を行っており、団体の登録を随時受け付けています。

活動支援の内容

1. 奨励金の交付 80円/人・時間
2. 保険への加入 保険料は県負担
3. 表彰 活動が優秀な団体

支援対象となる活動

県の管理する道路、河川、公園、海岸、港湾施設、漁港施設で清掃、除草、植栽管理および併せて行われる歩道除雪活動

支援を受ける手続き

団体登録、活動報告等

お問い合わせ先

西部総合事務所
 県土整備局維持管理課
 TEL 0859-31-9712
<http://www.pref.tottori.jp/kikakubou/sai/kikaku-hp/volunteer/index.htm>

**鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が行われます
有権者のみなさんは投票に行きましょう**

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が次のとおり行われます。有権者のみなさんはそって投票に行きましょう。

なお、投票日当日に仕事などの予定のある方、レジャーなどで投票区内にいない方は期日前投票をしましょう。

○ 投票日
 平成19年4月8日(日) 午前7時から午後8時まで 町内10投票区
 (ただし、第6投票区のみ午前7時から午後5時まで)

○ 期日前投票
 会 場 西伯農村環境改善センター(プラザ西伯) 中会議室
 期 間 鳥取県知事選挙
 平成19年3月23日(金) から4月7日(土) まで毎日
 午前8時30分から午後8時まで
 鳥取県議会議員一般選挙
 平成19年3月31日(土) から4月7日(土) まで毎日
 午前8時30分から午後8時まで

○ 開票日
 日 時 平成19年4月8日(日) 午後9時から
 会 場 西伯農村環境改善センター(プラザ西伯) 大会議室

あなたの資産の確認ができます

納税者が他の土地や家屋の価格との比較を通じて、自己の資産の評価が適切かどうかを判断できるようにするため、縦覧期間内に限り土地や家屋の所在、評価額等を記載した「縦覧帳簿(所有者の記載はありません)」を無料でご覧いただけます。

〔縦覧期間および時間〕
 4月1日から5月31日
 (土・日・祝祭日の閉庁日を除く)
 午前8時30分～午後5時30分
 〔縦覧場所〕 税務課(法勝寺庁舎)
 〔縦覧できる方〕
 南部町内に資産を所有している納税者とその代理人(代理人の場合は委任状が必要です) 縦覧の際には、運転免許証など納税者本人であることが確認できるものをお持ちください。

お問い合わせ先

税務課(法勝寺庁舎)
 TEL 66-4802

軽自動車税の減免手続きをお忘れなく

身体・知的・精神障害がある方(本人)やその家族で一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されますので、期日までに申請してください。申請は毎年必要です。

〔申請期間〕 4月2日から4月24日
 〔申請場所〕 法勝寺庁舎 税務課、天萬庁舎 町民生課
 〔申請に必要なもの〕

- ①障害者手帳、②運転免許証、③車検証、④印鑑、⑤本人が運転する場合以外は自動車の使用目的を証明する書類(例：通学証明書、学生証、通院証明書、病院の領収書等)

〔減免となる障害の範囲〕

- ・ 身体障害のある方 障害名及び障害の程度による(詳しくはお問い合わせください)
- ・ 知的障害のある方 療育手帳Aの方
- ・ 精神障害のある方 精神障害者保健福祉手帳1級の方

〔自動車の所有について〕

- ・ 本人が運転する場合は、本人が自動車の所有者であることが必要
- ・ 本人以外が運転する場合は、本人または生計を一にする方が所有者であることが必要

※ 上記のほかにも減免の対象になる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

お問い合わせ先

税務課(法勝寺庁舎) TEL 66-4802

国民健康保険税第10期

3月の税金は

わたしたちの町
 3月1日現在(前月比)

人口	12,741(5)人	世帯数	3,939(+3)戸
男	5,773(-3)人	女	6,501(-2)人

人の動き 2月届出分(敬称略)

●●●●●い福を祈ります●●●●●

氏名	年齢	住所
遠藤 恵美子	81歳	天 天 萬
西村 敏二	82歳	天 萬
岡本 道子	76歳	中
糸田 貴美江	78歳	法勝寺
安達 志あ子	85歳	鴨 部
井上 仁三一	88歳	西 西
定光 藤子	89歳	西
岡田 茂義	96歳	市 山
田淵 正子	84歳	天 萬
近藤 廣満	78歳	法勝寺

※ 届け出時に広報への掲載を同意された方のみ載せています。

イベントカレンダー

3月	※予定は変わることもあります。 すみれ保育園卒園式 つくし保育園卒園式 さくら保育園卒園式 ひまわり保育園卒園式
4月	南部SANチャンネル開局セレモニー 「役場法勝寺庁舎」 午前10時～
2月	人権・行政相談 「しあわせ」 午前9時～
4水	人権・行政相談 「しあわせ」 午前9時～
8日	鳥取県知事及び鳥取県議会議員一般選挙投票日
10火	人権・行政相談 「交流会館」 午後1時30分～ 西伯小学校入学式 会見小学校入学式 会見第二小学校入学式 法勝寺中学校入学式 南部中学校入学式
14土	さくらまつり(15日)
15日	両長田地域自治区設立総会 「緑水湖研修センター」 午前10時～

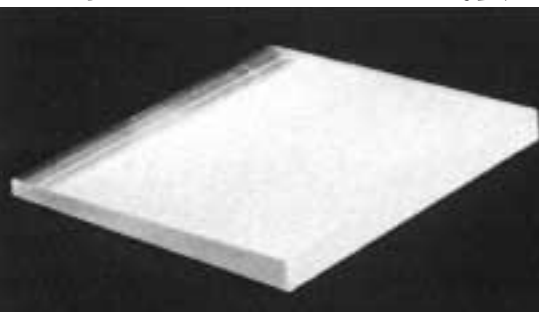
嶋田プレジジョンは京都府に本社を置き、「物を作るだけでなく、提案型の企業」を目指して、音響機器や情報機器用の超精密金型の設計製作、透明アクリル成形品、*BMC成形品、プラスチック部品の成形と二次加工、コンピュータを用いた設計・製造を行っている企業です。

南部町(旧西伯町)にある米子工場は、昭和61年に開設され、アクリル製バックライト導光板の生産を行っています。従業員は派遣社員等を含めて約100人、年間約20万台を生産する中国地方で唯一の導光板の生産を行っている工場です。

米子工場で製作される導光板は、数多くのメーカーのノートパソコンの液晶画面に使用されています。

南部町の企業を紹介します ⑨

嶋田プレジジョン株式会社



嶋田プレジジョン株式会社



所在地	南部町原251-26
設立	昭和59年9月

※ BMC: ガラス短繊維と不飽和ポリエステル樹脂を混合したものを押し出したもので、40度前後で加熱した、ベレット状の予備成形品

光板は、字面と同じく光を導く板の事で、液晶テレビや携帯電話などの液晶画面の裏側にある、光を液晶に当てる照明装置の内部に使われる部品で、それ自体は発光しない液晶画面を、裏から照らすように光を垂直方向に導き、全体を均一に発光させる役割を持ち、鮮やかで見やすい液晶を支えています。

液晶画面の大型化に伴って、導光板の需要が拡大した一方で、海外を中心に低価格化も進んでおり、嶋田プレジジョンでも中国・蘇州で同規模の導光板生産工場が昨年稼働を始め、米子工場からも指導派遣が行われています。